⑷　本件工事の内容
　１）実施設計（以下「設計業務」という。）
　　㋐　設計延長　Ｌ＝1,500m、橋梁更新等詳細設計一式
　　㋑　設計業務について、主たる部分を第三者へ委任し、又は請け負わせることは認めない。
　２）施工①（以下「建設工事」という。）
　　建設工事の内容は、以下の内容から１⑷３）の内容を除いたものとする。
　　工事延長　Ｌ＝3.1㎞
　　ＲＣ中空床版取替（撤去・設置）
　　30,000㎡（上下線別橋梁面積）
　　鋼橋ＲＣ床版取替（撤去・設置）
　　700㎡
　　床版防水工　30,000㎡
　　アスファルト舗装工　34,000㎡
　　耐震補強工　30橋脚
　　支承取替工　180支承線
　　橋梁付属施設　一式
　　土工　一式
　　仮設工　一式
　　交通規制工　一式
　３）施工②（以下「試験工事」という。）
　　試験工事の内容は、建設工事の一部とし、詳細については設計業務段階で決定する。
⑸　工期
　　設計業務　契約締結日の翌日から平成32年１月31日
　　試験工事　平成32年２月１日から平成33年５月31日
　　建設工事　平成33年６月１日から平成42年３月31日
　　ただし、技術提案及び設計業務に基づき、建設工事の工期を短縮する場合がある。
　　※試験工事及び建設工事の内容は、技術提案書作成要領による。
⑹　技術提案・交渉方式に関する事項　本件工事は、西日本高速道路株式会社（以下「発注者」という。）の発注目的を達成するため、概略設計などの概略図、仕様及び最低限の要求要件（性能）を提示し、設計手法、高度な技術提案及び施工計画等の「当社の要求を最も的確に満たす技術提案」を公募し、技術提案書の提出を行った者と技術提案書の内容に関するヒアリング（技術対話）を実施し、技術評価点が最も高い者を優先交渉権者としてその技術提案を採用し、当該技術提案を踏まえて仕様・価格を決定する「技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）」の対象工事である。
⑺　本件工事においては、競争参加資格確認申請を行った者（以下「競争参加希望者」という。）のうち、競争参加資格があることが確認された者に対して技術提案書の提出要請を行い、提出された技術提案に基づき選定された優先交渉権者と設計業務に係る契約を締結すると同時に、試験工事及び建設工事に係る契約に至るまでの手続に関する協定を締結する。設計の過程で価格等の交渉を行い、設計業務完了後に行う試験工事及び建設工事の価格の交渉が成立した場合に、それぞれ試験工事及び建設工事に係る契約を締結する。（協定の内容は、基本協定書案による。）
　なお、優先交渉権者と５⑷に定める見積合わせにより設計業務に係る契約の相手方が決定できなかった場合は、次順位の者と同様の手続きを行い、以降交渉が成立するまで次順位以降の者と同様の手続きを行う。
⑻　参考額は入札説明書による。
２　競争参加資格　本件工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、契約責任者による本件工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。
⑴　西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第７号）第６条の規定に該当しない者であること。
⑵　下記の条件を満たす者又は特定建設工事共同企業体とする。
　１）単体で申請する場合　下記の㋐及び㋑の条件を満たす者とする。
　＜条件＞
　　㋐　技術提案書の提出の日に、平成29・30年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち「橋梁補修改築工事」の資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が1,200点以上である者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1,200点以上であること。）。
　　㋑　技術提案書の提出の日に、平成29・30年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち「土木工事」の資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が1,400点以上である者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1,400点以上であること。）。
　２）共同企業体で申請する場合　下記の㋐又は㋑の条件を満たす２者以上10者以下で構成された特定建設工事共同企業体とする。なお、特定建設工事共同企業体（甲型）で申請する場合は、共同企業体の代表者は㋐及び㋑の条件を満たさなければならないものとし、代表者以外の構成員は㋐又は㋑の条件を満たさなければならないものとする。また、特定建設工事共同企業体（乙型）で申請する場合は、橋梁補修改築工事を施工する構成員は㋐の条件を満たし、土木工事を施工する構成員は㋑の条件を満たさなければならない。なお、橋梁補修改築工事及び土木工事の双方を担当する場合は、㋐及び㋑の条件を満たさなければならない。また、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。
　＜条件＞
　　㋐　技術提案書の提出の日に、平成29・30年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち「橋梁補修改築工事」の資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が1,200点以上である者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1,200点以上であること。）。
　　㋑　技術提案書の提出の日に、平成29・30年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち「土木工事」の資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が1,100点以上である者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1,100点以上であること。）。
　３）平成15年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した同種工事(Ⅰ)及び同種工事(Ⅱ)の施工実績を有すること。
　ただし、施工実績は、西日本高速道路株式会社が発注し、完成・引渡しが完了した工事（旧日本道路公団が発注した工事を含む。）である場合にあっては、評定点合計が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第２条第１項の政令で定める法人（以下、「他の機関」という。）が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該他の機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。